平成２２年（フ）第５００号
香川県高松市扇町２丁目１番６号
債務者　木村　靖子
1　決定年月日時　平成23年１月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第９６号
鹿児島県指宿市山川成川1470番地３
債務者　木元　寿美（旧姓内村）
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２２年（フ）第９７号
鹿児島県南さつま市加世田ハーモニー５番地５
債務者　片平美由紀
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２３年（フ）第１号
鹿児島県指宿市東方1716番地市営中福良団地１
債務者　冷水美代子（旧姓小吉）
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２２年（フ）第３０号
沖縄県宮古島市平良字西里1115番地６　中央アパート203号
債務者　喜友名和枝
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
那覇地方裁判所平良支部

平成２３年（フ）第５号
北海道帯広市柏林台北町４丁目１番地　柏林北町４―4030
債務者　笹谷ルリ子
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第３１９号
青森県八戸市大字沢里字藤子37番地４　ミンクスマンション１番館402
債務者　田島　　彰
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第１８３５号
仙台市太白区太白２丁目10番７―408号
債務者　藤原　映子
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１８４４号
仙台市若林区土樋78番地　シティハウス愛宕橋ＳＣ―503
債務者　尾形　　宏
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１８８５号
仙台市宮城野区岩切字東河原171番地の１　シティーホーム171―Ａ
債務者　佐々木啓二
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１９０９号
仙台市青葉区中山４丁目17番20―607号
債務者　須藤みなえ
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１９１３号
宮城県名取市増田６丁目４番２―403号　県営名取増田住宅
債務者　荻原正二郎
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１９２９号
仙台市若林区新寺４丁目９番13号　ひかりアパート１号館１
債務者　泉　　駿
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１９４２号
仙台市若林区表柴田町26番地の１　ライオンズマンション一高前第２―602
債務者　千葉　敏秀
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１９５３号
宮城県宮城郡松島町北小泉字十文字46番地の１
債務者　角田寿知夫
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１９６３号
仙台市青葉区立町16番22―601号
債務者　及川　志保
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第６１３号
秋田県潟上市飯田川下虻川字街道下98番地６
債務者　佐々木友美
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
秋田地方裁判所民事第２部